

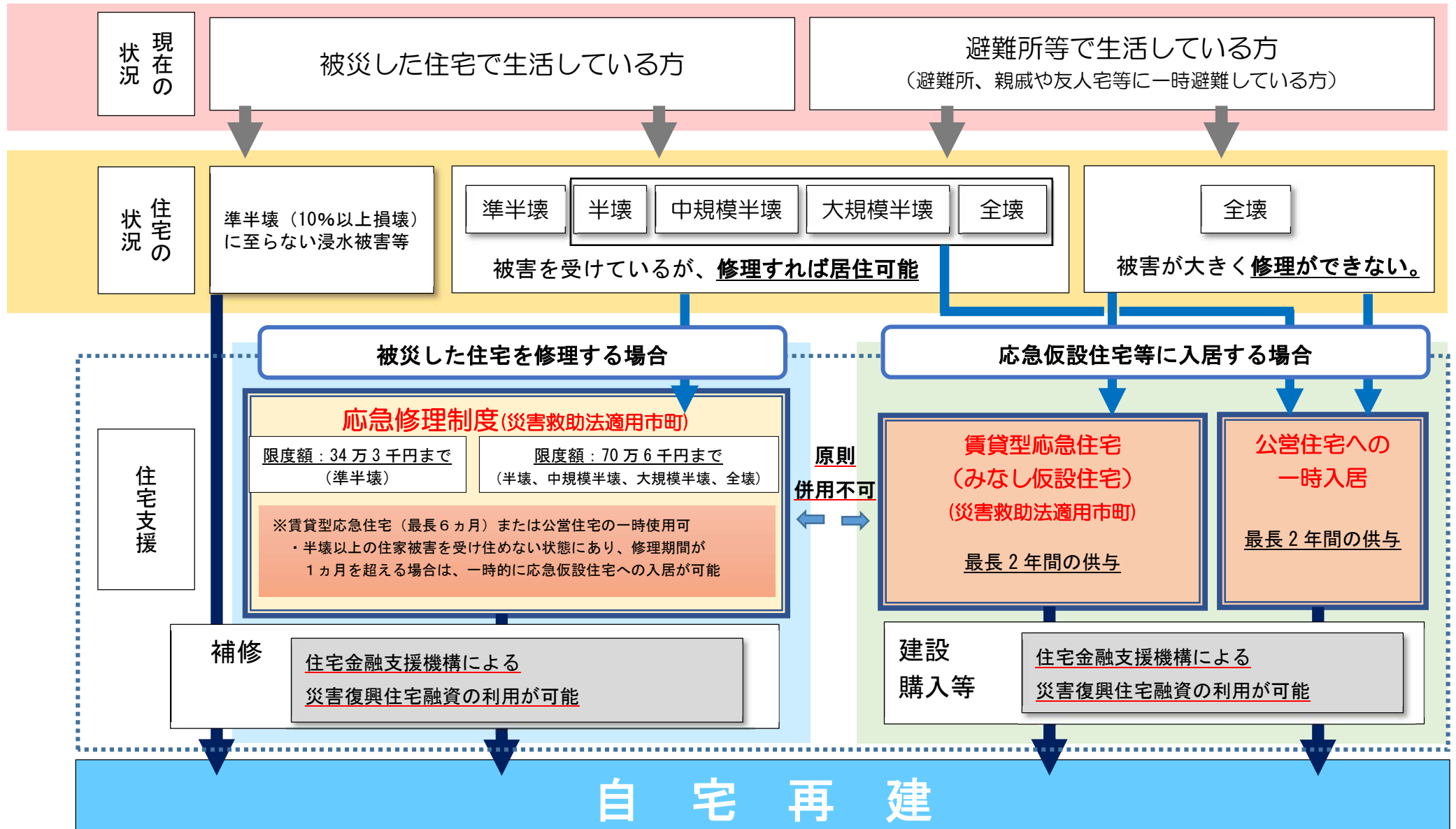
令和5年7月7日からの大雨によって
お住まいに被害を受けられた皆さまへ（ご案内）

令和5年7月18日

佐賀県

住宅の支援について	・・・・・・・・・・・・・・・・	(P1)
1 応急修理制度	・・・・・・・・・・・・・・・・	(P2~6)
2 賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)	・・・・・・・・・・・・・・・・	(P7~9)

令和5年7月7日からの大雨による災害における住宅支援について



《 応急修理制度の注意事項 》

- り災証明書の交付前に工事に着手することは可能ですが、住宅の被害状況により、応急修理制度の対象外となる場合があります。
- 応急修理制度の対象となる修理費用は、市から直接、修理業者に支払います。被災者の方から修理業者に支払った場合、応急修理制度の対象となりません。
- 修理箇所の写真は、すべて、修理前・修理中・修理後を撮影してください。
- 限度額
半壊・中規模半壊・大規模半壊：706,000円
準半壊：343,000円
- 対象外となる工事もあります。

1 応急修理制度

1 対象者 下記（１）～（２）の要件に該当する方

（１）令和５年７月７日からの大雨における災害（以下「当該災害」という。）時点（令和５年７月８日）において、災害救助法の適用になった市（佐賀市・唐津市・伊万里市）に住所を有する方

（２）当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊の住家被害を受けた方。ただし、中規模半壊、半壊及び準半壊の住家被害を受けた方にあつては、自らの資力では応急修理することができない方に限る

※全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能になるのであれば利用可。

※半壊以上の住家被害を受け、水害により流入した土砂や流木等により住めない状態にあり、修理期間が１ヵ月を超える場合は、一時的に応急仮設住宅への入居が可能（災害発生の日から最長６ヵ月）

2 応急修理の対象となる住宅

住宅の応急修理の対象となる範囲は、下記に掲げる、日常生活に欠くことのできない部分であつて、緊急に修理を行うことが適当な箇所です。

- ・屋根、柱、外壁、床等の基本部分
- ・ドア等の開口部
- ・上下水道等の配管や配線
- ・トイレ等の衛生設備等

※詳細については、窓口にてご確認ください。

3 修理費限度額（１住戸あたり）

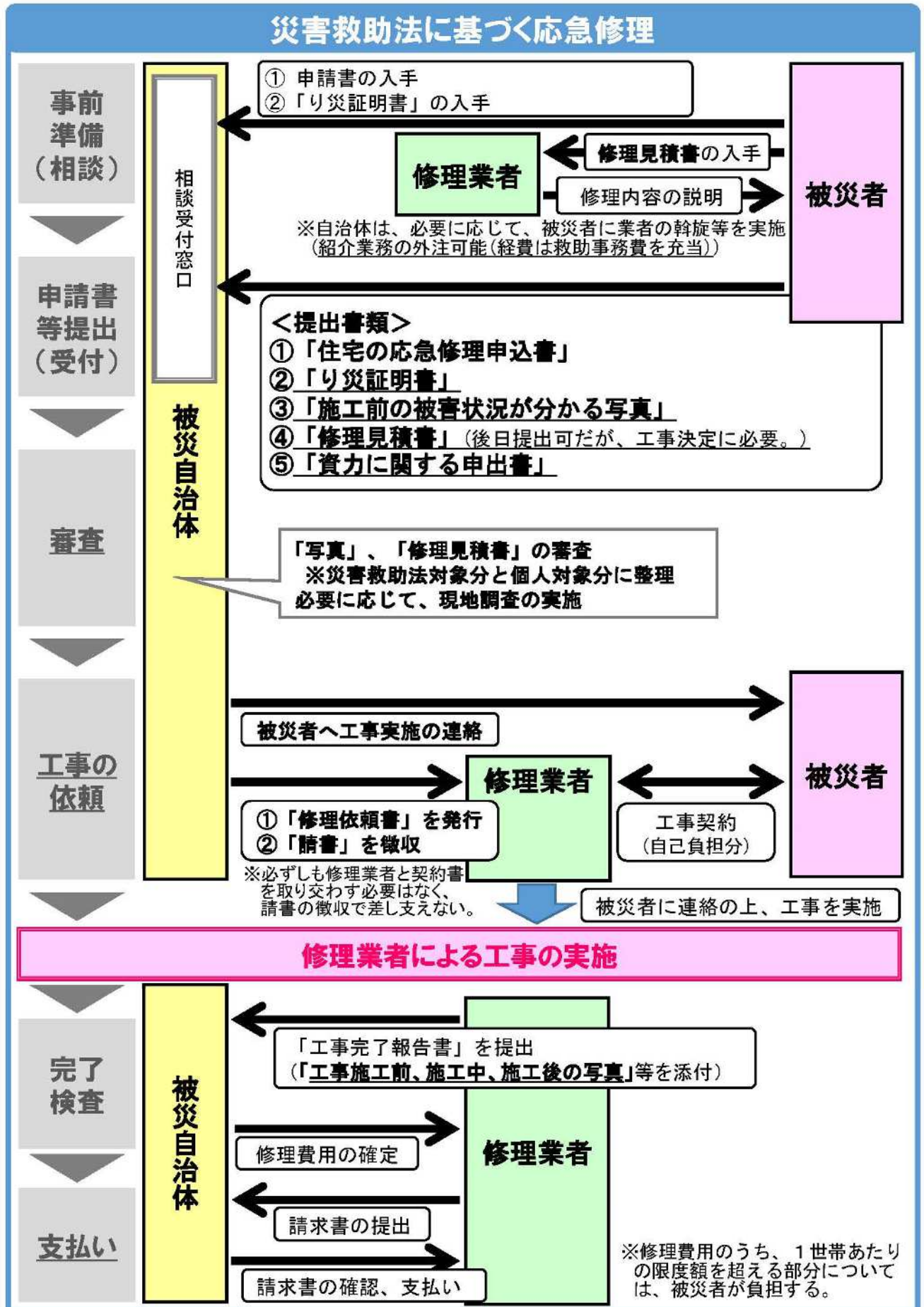
全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の方：706,000円

準半壊の方：343,000円

※修理費限度額を超える部分については自己負担となります。

4 事業のながれ

市の窓口へお申込みください。



限度額の範囲で、市が修理業者に所定の費用をお支払いする制度です。よって、修理費用が、上記3の修理費限度額を超える場合は自己負担となります。また、対象とならない工事についても自己負担となります。) 工事をする前の写真が必要になりますので、必ず撮影をしてください。

5 受付窓口

お住まいの市	受付窓口	電話番号
佐賀市	建築住宅課	0952-40-7291
唐津市	建築住宅課	0955-72-9139
伊万里市	都市政策課	0955-23-2464

6 申込受付期間 令和5年10月7日まで

7 工事完了報告期限 令和6年2月7日まで

8 住宅修理に関する相談窓口（※土、日、祝祭日は休みです）
時間 9：00 ～ 17：00

名 称	電話番号
佐賀県安全住まいづくりサポートセンター本部 （（一社）佐賀県建築士会内）	0952-26-2198

※建築士が相談をお受けしますので、以下のようなご相談はこちらへお問い合わせください

- ・必要な修理内容
- ・現地を見てもらいたい
- ・見積額が適正か など

9 住宅修理に関する業者紹介窓口（※土、日、祝祭日は休みです）
時間 8：30 ～ 17：00

名 称	電話番号
佐賀県建設労働組合連合会（佐賀建連）	0952-30-8121

※自宅の修理に関して、業者が見つからない等のご相談はこちらへお問い合わせください。専門の業者をご紹介します。

2 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

1 入居者の要件及び入居期間

令和5年7月7日からの大雨における災害（以下「当該災害」という。）時点（令和5年7月8日）において、災害救助法の適用になった市町（佐賀市・唐津市・伊万里市）に住所を有し、下記の（1）～（4）のいずれかに該当する方（り災証明書の被災区分欄を確認）

（1）「全壊」の場合（入居日から2年間以内）

（2）「半壊以上」の場合（入居日から2年間以内）※

半壊以上で、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

（3）「住宅の応急修理」が併用できる場合

（災害発生の日から6ヶ月間以内）※

半壊以上かつ住宅の応急修理制度を利用する方で、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方であって、応急修理の期間が1ヵ月を超える方

（4）当該時点では自らの住居に直接被害はないが、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがあるなど、（1）の場合と同等と見なす必要がある場合※

ライフライン（水道・電気・ガス・道路等）が途絶している、または、地滑りにより市長の避難指示等を受け、長期にわたり自らの住居に居住できないなど

※上記（2）、（3）または（4）の場合、県又は市を通じて国への協議が必要です

2 賃貸型応急住宅の条件

下記（１）～（４）に該当する県内にある住宅

- （１）昭和56年6月以降に建築した住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認された住宅
- （２）貸主から同意を得ているもの
- （３）県・貸主・入居者との間において、賃貸借契約が締結されたうえで対象世帯へ提供されるもの
- （４）家賃
 - ア 月額6万円以内（2人以下の世帯の方）
 - イ 月額6.5万円以内（3～4人の世帯の方）
 - ウ 月額8.5万円以内（5人以上の世帯の方）

※上記賃料のほか、共益費、退去修繕負担金（賃料の2か月分を限度）、礼金（賃料の1か月分を限度）、仲介手数料（月額賃料の0.55か月分を限度）、入居時負担金（鍵の交換費用等）で、貸主または仲介業者との契約に不可欠なものについては県で負担します。

また、損害保険料については、県が個別に保険契約を行います。

※本制度の対象となる物件情報については、不動産関係団体へご相談ください。

※県又は市窓口で制度等の説明を受けた後、不動産関係団体を通さず直接、不動産業者に連絡することも可能です。

3 入居者の費用負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等

4 受付窓口

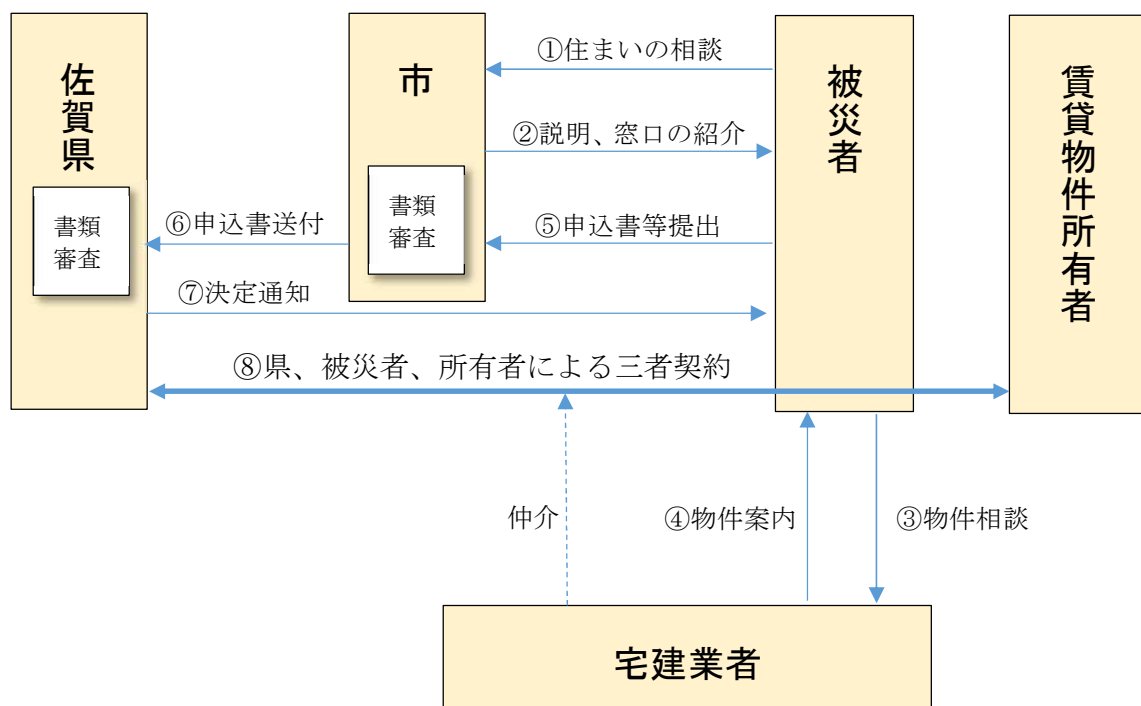
お住まいの市	受付窓口	電話番号
佐賀市	建築住宅課	0952-40-7291
唐津市	建築住宅課	0955-72-9139
伊万里市	都市政策課	0955-23-2464

5 申込受付期間 令和6年1月5日まで

6 不動産関係団体の相談窓口

佐賀県 宅地建物取引業協会	0952-32-7120	火曜日・木曜日（祝祭日除く） 13時30分～16時30分
全日本不動産協会 佐賀県本部	0952-32-3270	月曜日～金曜日（土、日、祝祭日除く） 9時～17時

7 契約までの流れ（フロー図）



※契約後の家賃等の支払いは、県が直接行います。